

全国旅行支援 いしかわ旅行割

概要

実施期間	2023年1月11日(火)～3月31日(金) (4月1日チェックアウトまで) ※予算がなくなり次第終了となります。 ※今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、国や県の方針等を踏まえて新規予約の受付、観光クーポンの配布、および利用を停止することがあります。
利用要件	(1) 日本国内に居住する方 (2) ワクチン接種歴(3回以上)又はPCR検査等で陰性確認ができること ※陰性結果として有効な検査(下記いずれかの陰性の検査結果通知書) ・PCR・抗原定量検査: 検体採取日+3日 ・抗原定性検査: 検体採取日+1日 (3) 本人確認及び居住地確認ができること (「氏名」および「居住地」を確認できる公的書類の原本) ※予約方法にかかわらず、旅行当日宿泊施設等にて、本人確認書類原本が必要です。 ・運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体等の公的機関が発行した身分証明書 (4) 別途定める本事業の一般利用者向けの利用規約を支援対象商品の申込時に確認し、内容に同意していること 上記ご対応いただけない場合は、全国旅行支援の割引が適用されなくなりますのでご注意ください。 ※ 「石川県への旅行をお考えのみなさまへ」 (PDF)
地域クーポン種類	電子クーポン・一部紙クーポン
地域クーポン配布方法	宿泊施設にて配布

※詳細につきましては、以下をご参照ください。

■公式サイト: いしかわ旅行割

<https://www.goto-ishikawa-campaign.com/>

■地域クーポン利用可能施設

<https://www.goto-ishikawa-campaign.com/coupon/>

全国旅行支援事業
「いしかわ旅割キャンペーン」
同意確認書面（利用者用）



全国旅行支援事業（以下、本事業）に拠る補助金（宿直割引・旅行商品割引（OTA 含む）と地域クーポン券）の交付を受けるためには、下記5点の同意が必要となります。

内容をご確認の上、同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

1. 本人確認および居住地確認

「居住地確認書類」及び「本人確認書類」の旅行先での提示が必要となります。

宿泊チェックインの際（日帰り旅行添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額の返還を求めます。

2. ワクチン接種歴や検査結果の確認

ご利用の際は旅行商品割引利用対象者全員の予防接種済証（ワクチン3回以上）等又は検査結果通知書（陰性で有効期限内のもの）の提示が必要です。予防接種済証等（ワクチンを3回接種済であるもの）、検査結果通知書（有効期限内のもので検査結果が陰性のもので）をご旅行当日ご提示いただけない場合は利用できません。詳細はウェブサイト等で確認をお願いします。

3. 対象除外地域が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により、石川県が事業停止とした場合は補助金の対象外となります。また、そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常の取消料が発生します。

4. 宿泊事業者が本事業への参画を取消した場合の対応

ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

5. 「石川県観光クーポン」補助金額が上限に達した際の対応

「石川県観光クーポン」として準備した補助金が上限に達した際には、旅行・宿泊に対する販売補助金の有無に関わらず「石川県観光クーポン」の配布がされないことがあります。

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

チェックイン日： 年 月 日

代表者ご署名 _____